

【研究論文】

運動部活動における勝利追求主義とケア思想

—桜宮高校の体罰事件とサッカーU17日本代表「96ジャパン」に着目して—

梅澤 秋久（横浜国立大学）

1. 序

2012年12月23日、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部のキャプテンだった男子生徒（当時17歳）が、自宅の部屋で、制服のネクタイで首をつった状態で発見された。男子生徒は、自殺前日の練習試合中に当時の顧問であるK教諭から連続して平手打ちをされ、自殺の5日前の練習試合でも顔や頭を数回平手打ちされたという¹⁾。警察はこれらの行為が傷害と暴行の疑いがあるとしてK元教諭（2013年2月12日に懲戒免職）を書類送検し、大阪地方検察庁は2013年7月4日にK元教諭を在宅起訴した。同年9月26日、大阪地方裁判所（小野寺健太裁判官）はK元教諭に対し、懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を下した。

自殺を図った生徒が顧問に宛てた手紙や家族に残した遺書には、顧問による体罰や主将としての責任に苦しんでいたことが記されていたという²⁾。大阪市教育委員会の要請を受けた弁護士9名で構成する外部監査チームは、自殺直前の顧問の暴力行為が自殺の要因になったと認定した。

本事件が明るみに出た後、文部科学省をはじめ日本オリンピック委員会、日本体育学会および各専門分科会、全国高校体育連盟などが「暴力根絶宣言」を行っている。2013年5月には「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」が文部科学省の調査研究報告者会議より出され、中学校・高等学校の教員に「運動部活動での指導のガイドライン」として示された。しかし、その思想と趣旨は現場には完全に届いていない。2013年9月15日、浜松日体高校の男子バレーボール部の顧問が部員を連続して平手打ちする様子を撮影した動画がインターネット上に公開された³⁾。桜宮高校の体罰事件（以下、桜宮高校事件）との違いを見いだすことは難しい。文部科学省が2013年8月に公表した「体罰にかかる実態把握（第二次報告）」の結果では、部活動場面における体罰が2,047件であり、全体の3割以上を占めている⁴⁾。氷山の一角であろう、この値が簡単にゼロになることはない。

部活動は教育課程に含まれない歴史を有している。現行の中学校／高等学校の学習指導要領になり、はじめて部活動の在り方が明記された（文部科学省2008、文部科学省2009）。すなわち、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする」（中学校／高等学校共に第1章総則）。運動部活動については、第2章第7節（高等学校は第2章第6節）「保健体育」において「学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図」ることとされた。体罰は学校教育法第11条で禁止されており、学校教育の一環である運動部活動においても許されないことは明白である。ましてや暴行罪、傷害罪に相当する暴力は社会的に赦免できるものではない。

メディアも行政も体罰根絶のスローガンを繰り返しているが、残念ながら後を絶たない。それどころか、運動部活動においては、体罰を繰り返したことが要因で異動を命ぜられた教員の指導継続を求める声がかかることす

らある。愛知県豊川工業高校においては男子陸上部顧問が体罰を理由に異動を命ぜられたことに対し、元PTA会長らが異動取り消しを要望し、3万7808人分の署名を集めている⁵⁾。

体罰を容認する風潮の要因として、片岡(1992)は運動部活動場面において「体罰を伴った指導によって勝利を得た場合、その体罰指導者に感謝し、結果的に体罰を容認していくようになる」と述べている。また、冨江(2009)は「好ましくないが、時と場合によって、やむを得ないことがあると思う」とした回答者が全体の7割に及ぶことから、体罰に対する「『暗黙の容認』の意識が存在している」と論じている。ともあれ、3万8千人近い署名が集まるのは、運動部活動場面における体罰は「暗黙の容認」の域を超えていると考えられる。法律やガイドラインが制定されていながらも繰り返されるのが体罰である。中村(1995)によれば、体罰等の運動部活動に関連する問題は部活が発足した一世紀も前から指摘されているという。それにも関わらず、これまでの運動部活動における体罰研究は、先述した以外では実態調査に関するもの(阿江1991、阿江2000)や教師個人の資質/身体性に関する研究(森川1989、坂本2011、坂本2013)等が散見される程度である。森川(2013)に倣えば、体罰が起る構造を見極めることが肝要であり、教育学的視点で運動部活動を再検討することが重要である。

そこで、本研究では、桜宮高校事件を事例として取り上げつつ体罰における暗黙の容認のシステムを掘り下げ、U-17サッカー日本代表の取り組みから超越志向に根ざすスポーツでのケア思想について考察し、運動部活動における勝利追求の在り方を検討する。

2. 桜宮高校事件の判決と公判の概要からの検討

2-1 判決文

被告人を懲役1年に処する。この裁判が確定した日から3年間、その刑の執行を猶予する。

被告人は、平成24年12月当時、大阪市桜宮高等学校教諭でバスケットボール部顧問を務めており、被害者は(当時17歳)は、桜宮高等学校第2学年に在籍し、バスケットボール部のキャプテンであった。

第1

被告人は平成24年12月18日、大阪市都島区毛馬町5丁目22番28号桜宮高等学校第一体育館において、

- 1 午後5時40分頃、他校との練習試合で被害者がこぼれ球に飛び付き捕球しなかったとして、休憩時間中に被害者を呼び付けると、その両頬を平手で数回殴打する暴行を加え、
- 2 その直後、被害者に捕球練習をさせた際、やる気が感じられないとして、その顔面又は頭部を平手で数回殴打する暴行を加え、
- 3 試合終了後の午後8時30分頃、被害者に捕球練習をさせた際、失敗する度に1回ずつ、合計で数回、その顔面及び頭部を平手で殴打する暴行を加えた。

第2

被告人は、平成24年12月22日午後5時頃、前記体育館において、他校との練習試合で被害者が相手選手の動きを意識せずプレーしたとして試合中に被害者を呼び付け、その理由を問い詰めたが、被害者が返答しないことにいら立ち、その顔面及び頭部を平手で立て続けに十数回殴打する暴行を加え、その直後、試合が中断した際にも、その顔面を平手で数回殴打する暴行を加え、よって、全治約3週間を要する上唇の中央部及び下唇全体の粘膜下出血並びに下唇左側の粘膜挫創の傷害を負わせた。

(量刑の理由)

本件は、教師であった被告人が部活動の指導に際し、平手で顔面や頭部を強く殴打する暴行(いわゆるピンタ)を繰り返し加え、傷害を負わせるなどした事件である。被害者は、肉体的な苦痛に加え、相当な精神的な苦痛を被っており、これは被害者の自殺及び被害者作成の書面からも明らかである。被害者は、罰を受けるようなことは何らしておらず、要するに被告人が満足するプレーをしなかったという理由で暴行を加えられたのであって、このような暴行は、被害者が書き残したように理不尽というほかない。また、被告人は、

本件以前に同僚の教師が体罰等で懲戒処分を受けたり、自己の体罰ないし暴力的指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があったにもかかわらず、効果的で許される指導方法であると盲信して、体罰ないし暴力的指導を続けてきた。これらの事情からすると、被告人の刑事責任は軽視できない。なお、被害者の自殺を量刑上大きく斟酌することは、実質的に、審判対象でない傷害致死の罪責を負わせることとなり相当ではない。

他方、被告人は、本件などを理由に懲戒免職処分を受け、実名で報道されるなど、社会的制裁を受けており、十分とはいえないが本件各犯行を認めて反省の弁を述べている。また、全科前歴もない。そうすると、主文のとおり懲役刑を言い渡してその責任を明確にした上、刑の執行を猶予するのが相当と判断した⁶⁾。

2-2 学校体育の理念からの体罰の検討

2013年9月5日におこなわれた公判の席において元教諭である顧問（以下、被告人K）は「自分の意に沿わないプレーをしたことが平手打ちをした理由」だと述べている⁷⁾。意に沿わなかった行為は、2-1判決文第1の1にある「こぼれ球に飛びつき捕球しなかった」ことである。

バスケットボールというスポーツの機能的特性⁸⁾は、欺瞞によって相手の意表をつきドリブル（個人）またはパス（チーム）で相手チームの「防御を突破する」、または「突破させない」といった攻防の後、的入れする（シュートを決める）ところにある（土田2012）。スポーツ／運動の機能的特性は、そのスポーツ／運動に内在する面白さそのものである。それは、スポーツ／運動自体を目的とする「運動目的論」に合致する特性であり、学習者は内発的に動機づけられる。スポーツ／運動の機能的特性は、学校体育において生涯スポーツを重視するようになった1990年代以降重視されてきている特性である⁹⁾。

運動そのものに没頭している瞬間は、第三者によって意欲を駆り立てられることもなく（いま—ここ）に意味が立ち上がっている。フェイントをかけて相手を置き去りにした瞬間、素早いパスワークで相手を翻弄しノーマークの仲間がシュートを決める瞬間、まさにバスケットボールの面白さそのものを「質的、主観的体験」（樋口1994）として味わっている。しかし、運動の意味生成の「瞬間」は、勝利や記録という結果を生産するための手段となることで忘れ去られる（久保2013）。

被害生徒にとって、平成24年12月18日の「こぼれ球に飛びつき捕球しなかった」瞬間には、その意味が立ち上がっていなかったといえる。インターハイ常連校のキャプテンといえど内発的に動機づけられていることばかりではないであろう。しかし、被害生徒は、その後の捕球練習の際も「（被告人からみて）やる気を感じられなかったとある。「キャプテンとしてチームに貢献しよう」といった正の外発的動機づけが感じられないだけでなく、過去の継続的な体罰経験に基づく「殴られるかもしれないから」という負の外発的動機づけさえも効果がないほど「被害者は、肉体的な苦痛に加え、相当な精神的な苦痛を被って」いたといえる。これは「判決文の理由」に対する教育学／心理学的根拠だといえる。

学校体育は、戦前／戦中は規律的身体の形成を強いてきた歴史をもっている（友添2009）。また、戦後は、体力や社会性といった発達の効果を重視する「効果的特性」や、その発達目標を達成するために運動自体を分析し構造化して配置される「構造的特性」が重視されてきた。これらはいずれも運動を手段として人間形成に資する「運動手段論」に基づくものである（松本2013）。

本事件における被告人の指導は、生涯スポーツ社会における体育理念、すなわち「スポーツ／運動の教育（運動目的論）」が欠落しているといえる。さらに、判決文から、運動を手段として体力や競技力の向上を果たすという運動手段論にすら到達していない教育空間であったといえる。なぜなら、スポーツ／運動自体に意味を見いだせなくなっている被害者に対し、手段として用いたのは体罰／暴力であり、そこで被告人が要求していたのは気力／精神力だからである。まさに戦争中の学校体育（体錬科）の志向に等しい。「竹やりが機関銃に対抗できるはずがない、と戦う前に歴然としていたにもかかわらず（中略）、できないのは精神力が足りないのだ、と信

じてきた歴史認識である。(中略)そこには健全なる精神への盲信がうごめき、往事でも、最近でも、そして現時点でも繰り返されている」(海老原 2013)。ルーズボールを、体を呈してマイボールにしないことに対して執拗に体罰で分からせ、その後その訓練を反復していたその様は、「バスケットボールの面白さそのもの」から遠ざかった訓練場での教化である。

21世紀の学校体育は、そのスポーツ／運動に内在する機能的特性を味わわせることが肝要である。勝利のために手段を選ばなくなったその瞬間にスポーツ／運動に意味を見いだせなくなる。

2-3 訓練場での教化と共依存からみる「体罰の容認」

ケーニヒ(1997,p.139)は「猛獣使いが猛獣を手なづけるように、教師は、囲まれてはいるが公衆に開かれて指導するので、まわりから見えるようになっていく所で、粗野な身体を、家畜化された規律的身体へと変化させている」と述べている。東原(2013)は「運動部活動に継続的に参加することは、『勤勉さ』や『忍耐強さ』、『従順さ』の指標とみなされ」とし、ポスト高度経済成長期において運動部活動に参加することが「企業での規律生活のアナロジーととらえられていた」と論じている。A. Miller(2013)は「大学の体育会運動部における期待と企業組織の期待の類似性」を指摘している。

運動を手段として体力や社会性を育む運動手段論は、生涯スポーツ社会においては既に中心的な体育科／保健体育科の理念ではない。それは運動部活動においても同様である。しかし、現実には運動部活動自体を手段として組織に従順な身体を形成する社会構造が見え隠れする。先述した「体罰の暗黙の容認」は、ケーニヒ(1997,p.138)の「新しい教育学の植物学校」において説明が可能である。すなわち「苗床の苗木が成長して植物になるように、訓練場で教化された人間に引き上げられる」ことを、保護者は「『教育学的に習練された庭師』に依存していることにある」。身体はできるだけ若い時代に専門家(教師／指導者)に鍛えてほしいという親の強い願いは、体罰の暗黙の容認として社会の中で密かに形成される。体罰の暗黙の容認は、教師／指導者自身の身体性にも影響を与え、その思考をも揺るがす。

被告人Kは、公衆に開かれて指導する場面(ビデオで残っているのは体育館のコートの端)においても体罰を繰り返している。これは、規律的な身体形成のためには体罰が容認されていることを暗黙のうちに体現しているといえる。現に、被告人Kは懲戒免職後、NHKの番組に出演した際に「その時は体罰だという認識はなかった」と述べている¹⁰⁾。「顔面及び頭部を平手で立て続けに十数回殴打する暴行を加え」ていたにも関わらずである。また、同番組内で「赴任当時の19年前から体罰を行い、手をあげていた」と認めた上で「当時は、素行の悪い生徒が部活動に数人いたので説明していたが、手を上げて指導したら落ち着いたということもあった」と体罰による行動矯正の効果を自認していた。「猛獣使いが猛獣を手なづけ」る過程で、その手段である体罰を正当化していったということであろう。さらに、「(赴任から)10年目には、インターハイに初出場でき、その後も全国大会でベスト8まで上りつめる」などスポーツの実績も重ねていった。「訓練場で教化された人間に引き上げられた」という自信は、インタビューでの次の言葉に集約されている。「自分の指導法は生徒や保護者にうまく伝わっていると思っていた」。

先述の通り、勝利を求め暴力を行使する指導者を擁護する人たちが存在する。大きな大会で成果を残し続けることは、該当校の名前がメディアに出続けることを意味する。少子化と市場原理社会において、その学校の宣伝効果は計り知れない。メディアへの露出は新たな有望な選手の入学に繋がり、名門校としての地位を構築する。先の3万8千名近い署名を提出したのは卒業生の保護者である。我が子が卒業してもなお体罰を容認するその姿勢は名門校への帰属意識だといえる。加えて「運動部活動の成果が進路に大きな影響を及ぼす」(東原 2011)ことも保護者の体罰の容認の背景にあらう。「体育会就職」「スポーツ推薦」など大きな大会での入賞やレギュラー選手としての実績が就職や高校／大学進学に有利になるからである。名門校への帰属意識や進路に対する保護者の期待は、その裏にある勝利至上主義、レギュラーへの選考と引き換えに「体罰の容認」という「異常な心理状態」

(岡田 2012) を形成していく。

「異常な心理状態」における「暴力の容認」には、児童虐待を受けていながらも保護者をかばう子どもの存在、DVを受けていながらも配偶者／恋人と別れられない女性の存在にも見てとれる。信田 (2012) によれば、いずれも加害者と被害者が「共依存」の関係に陥っている場合が多いという。信田による共依存とは「力に任せて殴ったりするといった行為ではなく、ひそかにやさしげで、それでいて狡猾な駆け引きが渦巻いて」おり「それは依存ではなく、支配と名付けるしかない関係性」である。

被告人Kは、NHKの番組に出演した際、平手打ちをしているときに「『なぜ意識しないのか』『なぜ相手を見ないのか』と一言一言彼に尋ねながらたたいた」と述べている。教育的な言語を怒鳴りながら暴力をする様は「狡猾な駆け引き」である。浜松日体高校での事例においても、流出した体罰シーンでは十数発の平手打ちを2年生の生徒に加えながら「泣かすのか3年生を！」と「ひそかにやさしげ」な怒号を発しつつ「支配と名付けるしかない関係性」を構築している。

スポーツ名門校／部は、単に「体罰の結果、勝利を得ることで『体罰を容認』する」だけではない。勝利やレギュラー選手への選考を「だし」に狡猾でひそかにやさしげな教育的駆け引きの中で選手や保護者を支配する関係性が構築されていく。その支配における手段の一部として体罰が利用され、成果として大きな大会で勝利が得られることによって名門校／部への帰属意識が強固なものとなり、結果的に「社会的な体罰の容認」がなされていく。

2-4 指導者を追い込む勝利至上主義と身体知

桜宮高校事件の被害生徒の保護者は、公判後の記者会見で次のように話している。

「被告人Kは、指導中部員を倉庫に入れて殴っていた。通称『倉庫イン』と呼ばれていた。隠れた場所で殴っている。見えないからその様子は分からないが、その間『ドン』『バン』等の壁に当たる音が聞こえていた。これは亡くなった息子から聞いている。隠れた場所に行くことはまっとうな指導ではないという自覚症状がある。(勝てないことに対して) 自分の苛立ちや焦りを部員たちに向け、憂さ晴らしに殴っているとしか思えない。」¹¹⁾

「被告人Kは、本件以前に、同僚の教師が体罰等で懲戒処分を受けたり、自己の体罰ないし暴力的指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があったにもかかわらず、体罰ないし暴力的指導を続けてきた(2-1 判決の理由)」。被告人Kは、公判において、「若い命が失われ、深く反省している」と謝罪し、「今は、体罰は指導法として間違っていると思う」と述べた。一方で、体罰の理由を「精神的、技術的に強くなったほしかった」「体罰で成長した選手もいた」「自分も体罰をふるわれて強くなった」とも述べている。

「同僚の体罰問題」や「保護者からの苦情」は「倉庫」での暴力的指導へと走らせている。「自らの指導をまっとうではない」と自覚しつつも、体罰／暴力的指導を続けた理由は「勝てないことに対する苛立ちや焦り」であろう。しかし、苛立っても焦っても体罰をしない指導者も存在する。そこには「自分も体罰をふるわれて強くなった」という「しみ込み型教育」(坂本 2011,p.66)による体罰の伝承が存在する。坂本(2011, p.69)は「体罰指導者の体罰及びそれを可能とする身体性を、被体罰経験者が無意識のうちに獲得してしまっている」とし、「従来のように体罰の非教育性や反道徳性を訴えるだけでは到底解決しえない問題」だとしている。

被告人Kは、体罰の反道徳性と効果の間を往来しながら、倉庫と公衆の面前での暴力的行為を繰り返している。体罰の効果がしみ込んだ身体には、場所を変えることがあっても体罰を止めるという解決には到底至らなかった。坂本の「体罰の継続性」を実証した形である。また、勝つことに対する異常な執着は、先述した名門校／部としての伝統を守るためであろう。いわゆる(健康のための)運動とスポーツの違いは勝敗の有無である。「勝てば官軍」という考えは一部の運動部活動指導者の志向を決定づけている。全国大会で入賞した運動部活動の顧問を優秀指導教員として表彰したり¹²⁾国民体育大会や選抜チーム等の指導スタッフに登用したりすることはその要因の一つであろう。現に、被告人Kはバスケットボール男子U-18日本代表チームのアシスタントコーチを

歴任していた。自身の地位や名声の獲得と維持、スポーツ名門校／部としてのOB/OG会や後援会までを含めた帰属意識の強さからの「常勝」に対する精神的圧力は、誤った勝利至上主義を生み出す。

スポーツにおいて勝利への追求の過程には大きな教育的な価値があるだろう。しかし、「どんな手段を使っても勝利する」といった誤った勝利至上主義には疑義が伴う。「相手／選手を言葉で罵倒し続け精神的に追い込む」「相手／選手に暴力を振るい身体的に傷つける」「威圧的な姿勢でこれらを繰り返す」。これらの行為で相手を自身よりも相対的に低めること、精神的に相手を支配することで勝利に大きく近づく。もちろん、これでは一定のルールに則った上で行われるスポーツとして成立しているとはいえない。しかし、これらの行為は体罰のそれと等しい。

スポーツに勝利と敗北の存在は不可分である。勝利だけを命題とされ盲信し、かつ体罰が浸透した身体性を構築した指導者たちの中で誤った勝利至上主義が形成される。

3. スポーツにおける勝利追求主義とケア

3-1 スポーツにおける「失敗／敗北の受容」

スポーツは互いに「勝とうと試みる」(フレイリー 1989) ところに成立するものであり、「勝とうと試み」ないことにはスポーツの試合は成立しない。小さな子どもとその親で行うスポーツ活動において親は「勝とうと試み」ないであろう。つまり、スポーツの試合として成立しない。

カイヨワ(1970)によれば、スポーツを含めた「遊び」はアゴン(競争)、アレア(機会)、ミミクリー(模擬)、イリンクス(眩暈)に分類される¹³⁾。それぞれの遊びは自由で気まぐれな原初的で、まだ決まりや名前すらもない段階、すなわちパイディアから、組織化、制度化され、厳密なルールの中で緊張を求める段階であるルドゥスへと発展していくことを示している。つまり、競い合いの上で勝利を追求する「遊び」がルドゥス的アゴンであり、いわゆる競技スポーツとなる。先の小さい子どもと親で行うスポーツ活動はパイディア的アゴンである。松田(2008)は、運動における「遊び」には「勝つ／負ける」があること、「できる／できない」があること、前提としての「安心感」があることを条件としている。アゴンは「できる／できない」「勝つ／負ける」の不確定性に面白さがある。しかし、できなかつたり負けたりした時に冷笑されたり罵倒されたりすれば「遊び」ではなくなる。ましてや平手打ちをされる状況では「安心感」は存在しない。

勝利を追求するルドゥス的アゴンも「遊び」の一部である。それは怠惰や妥協を許さない遊びである。その競技、大会に向けた指導者／選手の志気が共有されていれば「できな」かった後に選手が放漫な態度をとることはないだろう。むしろ、バスケットボールにおいて「相手をドリブルで抜き去る／相手を突破する」という面白さに意味が立ち上がっている状態で、抜くことが「できな」かった場合、その状況を最も遺憾に感じているのは選手自身であろう。スポーツによって形成される「反省心」「責任感」(久保 2009)等によって「再度マイボールにする／相手の突破を許さない」という新たな意味が立ち上がる。つまり、失敗が受容された前提で「できる／できない」の間に存在する面白さ＝機能的特性に没頭することが、競技スポーツにおいて内発的に動機づけられる瞬間である。

〈いま—ここ〉に立ち上がったスポーツの意味に没頭するだけでは、「勝つ」と「負ける」の間に存在する心の動きの面白さは味わえない。容易に勝てる相手とばかり対戦しても、反対に絶対に勝てない相手とばかり対戦しても「勝てるかどうか」という心の動きの面白さは味わえない。勝利の不確定性の条件において勝利を追求する過程に、もう一つのルドゥス的アゴンとしてのスポーツの価値が生まれる。すなわち「スポーツ手段論」としての価値である。スポーツにおける勝利を目指し「より速く、より高く、より強く」(ヘニング 1997)を追求する態度である。「発達は常に右肩上がり」だと信じている第三者によって行動が強制されることで価値は消失する。体罰などは論外である。未来の勝利を追求するために現在のスポーツ自体の質の向上を、選手が「能動的に引き受ける」ことによってスポーツトレーニングの意味が立ち上がる。

「敗北は挫折ではない」(H. レンク 2000,p.161)。「勝敗には偶然や運もかかわる」(日本サッカー協会 2006, p.18)。勝利を目指すことと敗北を恐れずそれを受け入れることは決して矛盾した態度ではない。このような態度を踏まえ、スポーツにおける勝利の追求をすることは「次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼす(スポーツ基本法)」¹⁴⁾。運動部活動が学習指導要領で規定され、保健体育科における「スポーツ／運動の機能的特性」との関連が重視されている現在では、個々のスポーツ場面における「失敗の受容」、競技結果としての「敗北の受容」が選手／指導者にとって重要な思考だといえる。

スポーツ自体の面白さを味わうこと、より質の高いプレーを追求することで勝利を目指すと同時に、敗北を恐れずそれを受け入れる態度を有する思想を、誤った勝利至上主義に対し「勝利追求主義」と呼ぶこととする。

3-2 「96 ジャパン」にみる「ずる」と「フェアネス」

「スポーツは社会の中で制度化されたものであり、それ故に、その社会に内在する『価値原理』に支配される。それは業績原理であり、功利主義原理である。目標に到達しようとする『過程』よりも、その試みの『結果』が社会では重要視されているという現実を子どもたちは体験する」(久保 2010)。誤った勝利至上主義においては、勝つために手段を選ばない指導者の身体性を「滲み込み型教育」で子どもたちに植え付けている。体罰以外にも「ずる」を植え付けている場合がある。

「日本のサッカーは「マリーシア(ずる賢さ)」が足りないから勝てない」¹⁵⁾と言われてきた。リードしている試合で時間稼ぎをしたり、反則を審判に見えないようにしたりすることが一般的なマリーシアである。そのような「ずる」を育成年代から指導している運動部活動やクラブチームも事実少なくない。

2013年に開催されたFIFA U-17 W杯において日本代表(1996年以降に生まれた代表、以下「96 ジャパン」)はベスト16ながらも、その内容と態度が世界中から賞賛された。技術面／戦術面では、4試合の先発メンバーを常に入れ替え、レギュラーやポジションの固定をしない中で、ボール保持率は予選3試合と決勝トーナメント1試合の合計4試合で平均68.8(±4.7)%であり、参加国の中で最高であった¹⁶⁾。しかし、「96 ジャパン」が最も賞賛されたのはフェアプレーである。1試合あたりの平均ファウル数が6.0(±1.2)回であり、イエローカード(警告)やレッドカード(退場)は大会を通じて「ゼロ」であった。同じ予選リーグを戦ったグループDのロシア、チュニジア、ベネズエラの1試合あたりの平均ファウル数は16.0(±5.1)回であり、その3チームの予選リーグにおける合計のイエローカードは23枚、レッドカード2枚であった。サッカーには「戦術的なファウル」という言葉がある。「人はファウルをしなければならないどころか、それが『でき』なければならない。そのために、できる限り相手に大きな傷をおわせずにファウルすることを前もって学ぶべきである。けがをさせかねない(イエロー／レッドカードを提示されるような)悪質なファウルと、フェアで戦略的で、期待され、多くの人々に支持されるファウルとを区別すべき(括弧内は筆者)」だという(レンク 2000,p.29)。「96 ジャパン」のファウルは、多くのサッカーファンに支持される「フェア」のカテゴリーに入るものだといえる。「96 ジャパン」は、予選リーグでは3戦3勝でありリードしている場面が多かったものの「交代時に退く選手は常にダッシュで出る」。どんなに悪質なチャージを受けても、時としてミスジャッジがあっても「レフェリングや相手のファウルに対する文句を言わず、素早いリスタートでゲームの流れを切ることなく粛々とプレーを続けた」¹⁷⁾。

大西(1987)は「勝敗がかかった状況下で、自分を有利にできる「ずる」をするチャンスがあるにもかかわらず、それをあえて自制する態度を『闘争の倫理』と名付けた。「スポーツでのフェアネスやフェアプレーは勝利追求という真剣勝負の中で生み出される」という。育成年代においては「フェアネスの滲み込み型教育」も不可欠であろう。「96 ジャパン」では「試合開始前にピッチでプレーする選手のみならず、控え選手、コーチングスタッフも率先して相手のベンチに向き握手を求め」た。「ボールとまったく関係ないところでの相手選手が仕掛ける蹴りやタックルを仕掛けても、吉武監督以下、コーチングスタッフは至って冷静で野次・文句を発することも

なければ、第4審判に詰め寄ることもなかった」。^{前掲17)}

選手に指導していることは指導者が率先してその姿勢を示さねばならない。「ずる」を滲み込ませるか、「フェアネス」を滲み込ませるかには指導者の身体性にかかっている。「96 ジャパン」のプレー質とフェアネスの追求、指導者の資質／能力と身体性は、「勝利追求主義」のモデルとなりうる。

3-3 スポーツにおける超越とケア

岡野ら(2008)は、関係論的視点に基づく体育の学習過程には「超越志向と共感志向の二軸」が必要だとしている。体育や運動部活動はスポーツを教材とすることが多いため、競争や超越は切っても切り離せない内容となる。細江(1999)は、体育における競争と超越について次のように述べている。「グループ内はもちろんグループ間も協同関係に満ちたなかで、ルールや技能・戦術を共有しながらスポーツに溶け込み、一方のグループの勝利を得ようとする超越的思考が他方のグループの超越に連関し、相互の挑戦によって競争の意味が止揚されていくプロセスを成立させることが大切である」。グループという文言をチームに置き換えることで運動部活動やスポーツ教育場面のそれと読み換えることが可能である。つまり、勝利を追求するルドゥス的アゴンであるスポーツにおいて、超越的志向が互いの発展につながることは「協同関係」に満ちていることで矛盾しないということである。その協同関係は共感的なケア思想によって構築される。「対戦するのは『敵』ではない『相手』である。対戦相手は、自分たちの力を試し、サッカーを楽しむための大切な仲間(日本サッカー協会 2006, p.25)」という考えは超越とケアの思想は対立するどころか互いに深く絡み合っていることを示している。

日本サッカー協会とJリーグでは2009年から「リスペクト(RESPLECT)プロジェクト」を実行している¹⁸⁾。「『RESPECT』は、フェアプレーの原点であり、ピッチ上の人、それを支え、とりまく全ての人・ものを互いに『大切に思うこと』」ととらえている。この「RESPECT」の考えはケアの思想に等しい。すなわち「ケアの相手が成長するのをたすけることとしてのケアの中で、私はケアする対象(一人の人格であったり、理想であったり、思いつきであったりする)を、私自身の延長のように感じ取る(メイヤロフ 1987, p.18)。「ケアする者とケアされる者の特性は相互性」(ノディングズ 2007, p.45)であり、互惠性を補充し合う関係構築といえる。「私と補充関係にある対象は、私の不足を補ってくれ、私が完全になることを可能にしてくれる」(メイヤロフ前掲, p.124)。サッカー選手はサッカーをプレイしてはじめてサッカー選手たりうるように、ケアの対象は人だけではなく、理念やものも含まれる。

日本サッカー協会の「RESPECT」は、「私が『大切に思うこと』」を超えて「私と『補充関係にある』対象へのケア」、すなわち「互恵的に大切に思いあえること」といえる。「96 ジャパン」のケアの対象は、相手選手や両チームのコーチングスタッフ、サポーターといった「全ての人」、サッカーのルールとフェアネスといった抽象的な「もの」にも及んでいた。それらのケアの関係が浮き彫りになったときに見ている人に感動を与え、新たなケア関係が再構築されていく。もちろん、ボール保持を中心とした技術／戦術へのケアも忘れてはならない。世代別とはいえW杯において登録全選手が出場し、その上でボール保持率が70%近いということは全選手が戦術をケアしたといえる。ゲームの局面では、複数の選手が同時にボール保持者をケアするプレイをし続けており「96 ジャパン」がサッカーのゲーム自体をケアしていた成果だといえる。

スポーツにおける超越とケアは、矛盾するものではない。また、DV加害者が暴力の後に優しさを見せ、共依存関係を構築するような交互に表出するものでもない。勝利追求主義におけるケアは、そのスポーツの面白さ自体、ルールやフェアネスを含めた文化、かかわる全ての人を対象にしてなされるものである。スポーツにおけるケアは超越志向と融合していると換言できる。

4 結：運動部活動における勝利追求主義とケア思想

運動部活動において体罰／暴力的指導は許されない。それでもなお体罰が繰り返されるのは、体罰やそれを可能とする考えを滲み込ませた教師の身体性と運動部活動の目的を勝利と履き違えることから始まる。スポーツの名門校／部においては「狡猾でひそかにやさしげな教育的駆け引きの中」で選手や保護者を支配する関係性が構築されていく。もとより、世代的にみて保護者にも体罰容認の身体性が滲み込んでいる場合が少なくないと考えられるが、狡猾な駆け引きの一部である体罰の報酬として勝利を受け取ることで、名門校／部への帰属意識が強固なものとなる。その結果として「社会的な体罰の容認」がなされていく。勝利という目的だけに向かって手段を選ばず盲信する「誤った勝利至上主義」を廃すことが肝要である。そのためには、勝敗には偶然や運の影響を受けることがあるという理解、勝利を追求しつつ敗北を恐れずそれを受け入れる態度を有する「勝利追求主義」への思想の転換が希求される。

勝利を追求することは超越を志向する。それは敵を相対的に低めることで自身が優位に立つことではない。自チームの仲間と同様、対戦相手と同じスポーツで互いを高め合う存在としてケアする。「専心」的なケアを「受容」した相手は、ケアに対する「応答」をし、スポーツ場面におけるケアリング関係が構築する（梅澤 2014）。それは同時にスポーツ自体の面白さが質的に高まることに繋がり「学習者－対象世界」におけるケアリング関係の再構築をする。すなわち、運動／スポーツを目的とする生涯学習社会における学校体育／運動部活動の理論的枠組みと一致する。

高橋 (2013) は「〈生徒 → 教師のあこがれの感受 → 知的世界への参入〉という欲望の深層構造」というトライアングルを明らかにしている。「生徒は、教師の〈あこがれ〉に〈あこがれ抜いて〉、ふと気がつけば、知（スポーツ）の世界のど真ん中にいる自分を発見するのである（括弧内は筆者）」。教師の欲望の対象は、地位や名誉、勝利ではない。教師／指導者の役割は、その運動／スポーツに内在する中心的な面白さや文化、選手である生徒はもちろん、かかわる全ての人やものをケアすることである。そのような超越志向とケア思想が融合した教師／指導者の身体性は学習者／選手に滲み込んでいく。

謝辞

本研究は平成 25 年度教育人間科学部後援会研究助成金の支援を受けて行われたものです。記して感謝申し上げます。

注

- 1) 判決および公判等の詳細は「2. 桜宮高校事件の判決と公判の概要からの検討」に記載している。
- 2) 遺書や顧問（被告人 K）宛の手紙は自宅に残されていた。（2013 年 1 月 10 日、毎日新聞社説）
- 3) 2013 年 9 月 15 日、浜松日体高校バレー部顧問は、遠征先の岐阜県の高校での練習試合の合間、選手に平手打ちを繰り返した。その様子が携帯動画として撮影されインターネット上に流出した。学校側はこれを体罰と認めたが、日常的ではないと説明している。顧問は対象の選手 2 名とその保護者に謝罪をしたという（2013 年 9 月 17 日、読売新聞）。
- 4) 2012 年度に発生した体罰件数 6,721 件のうち部活動場面が 2,047 件 (30.5%) を占めている（体罰にかかる実態把握—第二次報告-2013.8 公表）。神奈川県教育委員会では、2013 年 10 月 28 日付で県内のすべての小・中・高校生を対象に「『体罰相談窓口設置』についてのお知らせ」を配布している。「児童・生徒や保護者の不安をなくすため、県教育委員会に体罰専用の相談窓口を設け」という。その対応部局が、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育科学学校指導グループであることから、神奈川県内においても学校体育や運動部活動の指導場面における体罰の多さが推察される。

- 5) 2013年2月14日、豊川工業高校の男子陸上部顧問が体罰を理由に異動を命ぜられたことに対し、元PTA会長らが異動取り消しを要望し、3万7808人分の署名を愛知県教育委員会に提出した(東日新聞、2013年2月15日)。この署名の提出は、桜宮高校事件が報道され始めた後に行われている。
- 6) 判決文は、2013年9月27日の読売新聞より引用した。
- 7) 公判におけるやり取りは、2013年9月6日の読売新聞より引用した。
- 8) 機能的特性とは全国学校体育研究会によって定義された運動特性の一つであり、生涯スポーツ社会における体育理念である運動目的論「運動の教育」に関連した特性である。1990年代以降の学習指導要領の体育科／保健体育科の中心的な運動特性だといえる。
- 9) 学習指導要領においても「それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて指導する」とされている。全国学校体育研究会では、運動の特性には機能的特性以外に効果的特性と構造的特性を定義している。前者は運動による効果を重視した特性であり、例えば筋力の増加や走力の向上などが挙げられる。後者は運動の技術を構造化した特性であり、例えばチェストパス、ドリブルといった細分化した技術を系統立てるための特性だといえる。効果的特性と構造的特性は運動を手段として捉える「運動手段論」(身体の教育、身体活動を通しての教育)に依拠している。
- 10) 被告人Kは、2013年3月4日のNHKのニュース番組(ニュースウォッチ9)でインタビュー取材に答える形で思いを述べている。
- 11) 公判後の記者会見の言葉は、2013年9月6日の読売新聞より引用した。
- 12) 文部科学省の優秀指導教員表彰の選考基準に「四部活動等において特に顕著な成果を上げた者」がある。具体例として「サッカー部顧問。県大会11年連続優勝、全国大会でも毎年上位に進出」と示されている。
- 13) アゴン(競争)の例として陸上競技、ボクシング、サッカーなどスポーツ競技一般が入る。アレア(機会)の例には賭けやルーレットなど、ミミクリ(模擬)の例には人形遊び、仮面、仮装、演劇などが挙げられる。イリンクス(眩暈)の例にはブランコ、登山、スキーなどが挙げられる。
- 14) 「スポーツ基本法」平成23年法律第78号。スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)を全面改正した。この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とすることとした(総則)。
- 15) 「日本人らしさこそ進化の道」と題してU-17サッカー日本代表監督の吉武博文氏のコメントを寄せている(朝日新聞2013年12月24日)。
- 16) FIFA公式ホームページに記載されているMatch statisticsより算出した。以下のデータも同様。
- 17) 小澤一郎「U-17 W杯ベネズエラ戦で最も価値あるスタッツは「6対26」のファール数」(2013年10月22日 yahoo ニュース)
- 18) JFAとJリーグでは「リスペクト」の精神を日本中に広めるべく、「リスペクト(Respect)プロジェクト」として様々な施策を共同で推進している。2009年7月14日、JFA・田嶋幸三専務理事、Jリーグ・羽生英之事務局長が出席し、記者発表を行った。

引用文献

Aaron L. Miller (2013) For the Court and the Cubicle: New Expectations for University Athletes and

Company Employees in Japan. Japanese Studies, 33(1): 63-81.

阿江美恵子(1991)暴力を用いたスポーツ指導の与える影響、東京女子体育大学紀要、第26号、p.10-16.

阿江美恵子(2000)運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響の視点から、体育学研究 45,p.89-103.

- 海老原修 (2013) 暴力と愛のムチ — 気合いを刻む —, 体育の科学 63(10), p.766-769.
- 樋口聡 (1994) 遊戯する身体, 大学教育出版.
- H. レンク、G. ピルツ (2000) フェアネスの裏と表、片岡暁夫監訳、不昧堂出版.
- ヘニング・アイヒベルグ (1997) 身体文化のイメージネーション、清水論訳、新評論, p.164.
- 細江文利 (1999) 子どもの心を開くこれからの体育授業、大修館書店.
- カイヨワ (1970) 遊びと人間、清水幾多郎他訳、岩波書店.
- 片岡暁夫 (1992) 現代社会とスポーツ倫理 [スポーツと暴力] 体育原理専門分科会編, スポーツの倫理, 不昧堂出版, p.67-80.
- 久保正秋 (2009) 体育・スポーツの哲学的見方、東海大学出版, p.60.
- 久保正秋 (2010) 課外活動の中で体験する子ども達の「心の傷」、現代のエスプリ 511.
- 久保正秋 (2013) 意味生成としての「スポーツ運動」体験の時間性、体育学研究 58, p.243-256.
- 文部科学省 (2008) 中学校学習指導要領、東山書房.
- 文部科学省 (2009) 高等学校学習指導要領、東山書房.
- 森川貞夫 (1989) 「なぜ体育教師は暴力 / 体罰教師になるのか」という声に対して、体育の科学 39(9), p.704-707.
- 森川貞夫 (2013) 「体罰問題の議論に欠けているもの」、体育科教育 61(3).
- 松田恵示 (2008) 運動遊びの社会学、体育の科学 58(5), p.326-330.
- 松本大輔 (2013) 「運動の魅力や楽しさの正体 (運動の特性論)」、学び手の視点から創る小学校の体育授業、鈴木直樹・梅澤秋久・鈴木聡・松本大輔編著、大学教育出版, p.32-40.
- ミルトン・メイヤロフ (1987) ケアの本質 — 生きることの意味 —、田村真・向野宣之訳、ゆみる書房.
- 中村敏雄 (1995) 日本のスポーツ環境批判、大修館書店: 東京, p.123.
- 日本サッカー協会 (2006) 「JFA ハンドブック 3 めざせベストサポーター」日本サッカー協会技術委員会.
- ノディングズ・ネル (2007) 「学校におけるケアの挑戦 もう一つの教育を求めて」佐藤学監訳、ゆるみ出版.
- オイゲン・ケーニヒ (1997) 身体 - 知 - 力 — 身体の歴史人類学的研究 —、山本徳郎訳、不昧堂出版.
- 岡田尊司 (2012) あなたのの中の異常心理、幻冬舎新書.
- 岡野昇・青木真・山本俊彦・細江文利 (2008) 体育授業の単元構成に関する関係論的研究, 日本教育大学協会研究年報, 第 26 集. 大西鉄之祐 (1987) 闘争の倫理 - スポーツの本源を問う -, 二玄社.
- 坂本拓弥 (2011) 運動部活動における身体性—体罰の継続性に着目して—, 体育・スポーツ哲学研究, 33(2), p.63-73.
- 坂本拓弥 (2013) 「体育教師らしさ」を担う身体文化の形成過程: 体育教師の身体論序説, 体育学研究 58, p.505-521.
- 信田さよ子 (2012) 共依存 苦しいけれど、離れられない、朝日新聞出版.
- 高橋勝 (2013) 「〈教師 - 生徒〉関係をどうとらえるか」教育学術新聞、第 2529 号.
- 富江英俊 (2009) 体罰に関する意識と運動部活動経験との関連 — 体育教師志望者を対象とした調査 —, 日本女子体育大学紀要 39, p.69-77.
- 友添秀則 (2009) 体育の人間形成論、大修館書店.
- 土田了輔 (2012) 学校体育におけるボールゲームの指導読本、深堀印刷: 新潟, p.15.
- 東原文郎 (2011) 〈体育会系〉就職の起源 — 企業が求めた有用な身体: [実業の日本] の記述を手掛かりとして —, スポーツ産業学研究 21(2), p.149-168.
- 東原文郎・アーロン ミラー (2013) 体罰と権力 — 文化人類学と〈体育会系就職〉論からみた体罰考 —, 体育の科学 63(10), p.779.
- 梅澤秋久 (2014) 「ケアリング」の視点から出発する体育授業を、体育科教育 64(1), p. .
- W.P. フレイリー (1989) スポーツモラル、近藤良享他訳、不昧堂.